

(参考資料 1) 不公正ファイナンスとは

- 近年、新興市場に上場する新興企業を中心として、経営不振に陥った上場企業において、投資ファンドなどを引受先とする第三者割当増資やMSCB発行などのファイナンスが頻繁に見られる。
 - ▶ このようなファイナンスは既存株主の権利を著しく希薄化するもの
 - ▶ 割当先が正体不明のファンドであったり、反社会的勢力の関与が懸念されるものも
 - ▶ 金融商品取引法第158条違反の「偽計」を構成するものも
 - ▶ 相場操縦、風説の流布、インサイダー取引、粉飾なども含む複雑・悪質な複合事案も
- ⇒ 発行・流通両市場全体の監視が必要

(参考資料2) 「箱」に至るプロセス

新興市場上場の新興企業 → 外部環境変化 → ビジネスモデル行き詰まり
→ 経営不振 → 銀行融資困難 → 資金繰り悪化 → アレンジャーの誘い
→ 正体不明ファンドを引受先とする第三者割当増資・MSCB発行（アレンジャーとファンドは結託） → 支配権の異動 → ファンドを引受先とする第三者割当増資等ファイナンスの繰り返し → 「箱」化

(参考資料 3)

公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取り組み～（平成 19 年 9 月 5 日公表）（抜粋）

3. 重点施策

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。

証券取引等監視委員会の活動状況（平成 21 年 8 月 27 日公表）（抜粋）

第 4 章 不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等

第 6 今後の課題

2 犯則事件の調査にかかる課題

市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性を高めていくことが重要な課題となっているため、以下のような課題に取り組み、より効果的・効率的に犯則事件の調査を行っていく。

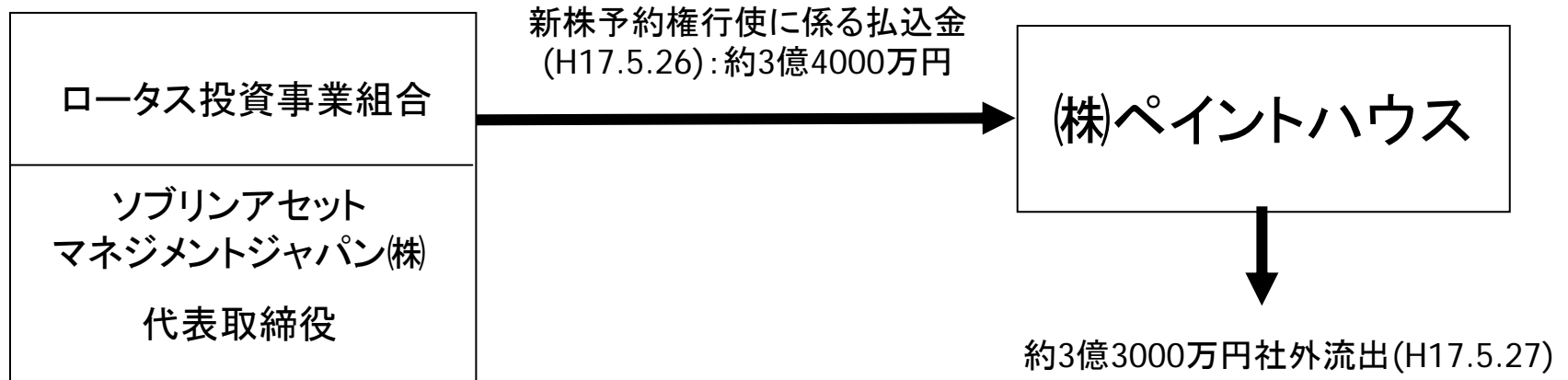
(1) 発行市場の監視強化を含めた複雑・悪質な複合事案への取り組み

近時、経営不振に陥った上場企業において、外国籍の投資ファンド等を引き受け先とした第三者割当増資等、既存株主の権利を著しく希薄化するファイナンスが見られるようになってきており、その中には、金商法第 158 条の偽計といった犯則行為に当たるものもあると考えられる。また、このような不公正ファイナンスをはじめ、最近の市場における犯則行為は、多様な取引を絡み合わせた複雑なスキームで構成され、その中に、相場操縦、内部者取引、虚偽有価証券報告書等提出、風説の流布、偽計といった様々な犯則行為を含む複雑・悪質な複合事案が見られるようになっている。証券監視委は、活動方針において、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行うこととしており、不公正ファイナンスをはじめ複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、厳正に対処していくこととしている。

また、このような事案の背後に反社会的勢力の存在が窺われるような場合には、必要に応じ警察当局とも連携してこれに対処していくこととしている。

(参考資料4)ペイントハウス事件

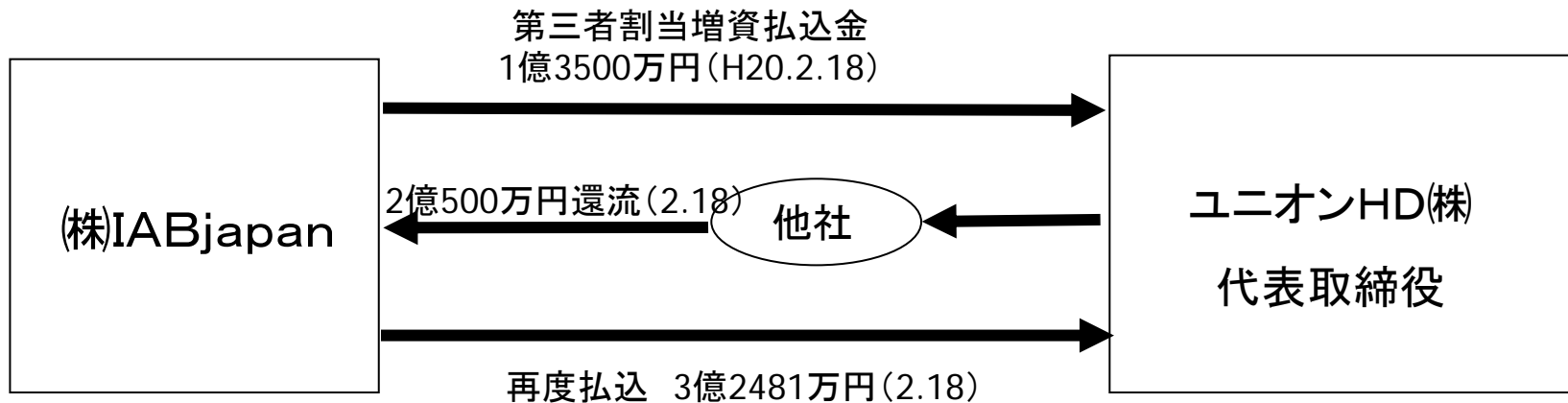
- 平成21年7月14日告発



- ① H17.5.26 TDnet適時開示: 「新株予約権行使により増資がなされた」
- ② H17.5.31 TDnet適時開示: 「26日の新株予約権行使により資本増強が行われている」

(参考資料5)ユニオンホールディングス事件

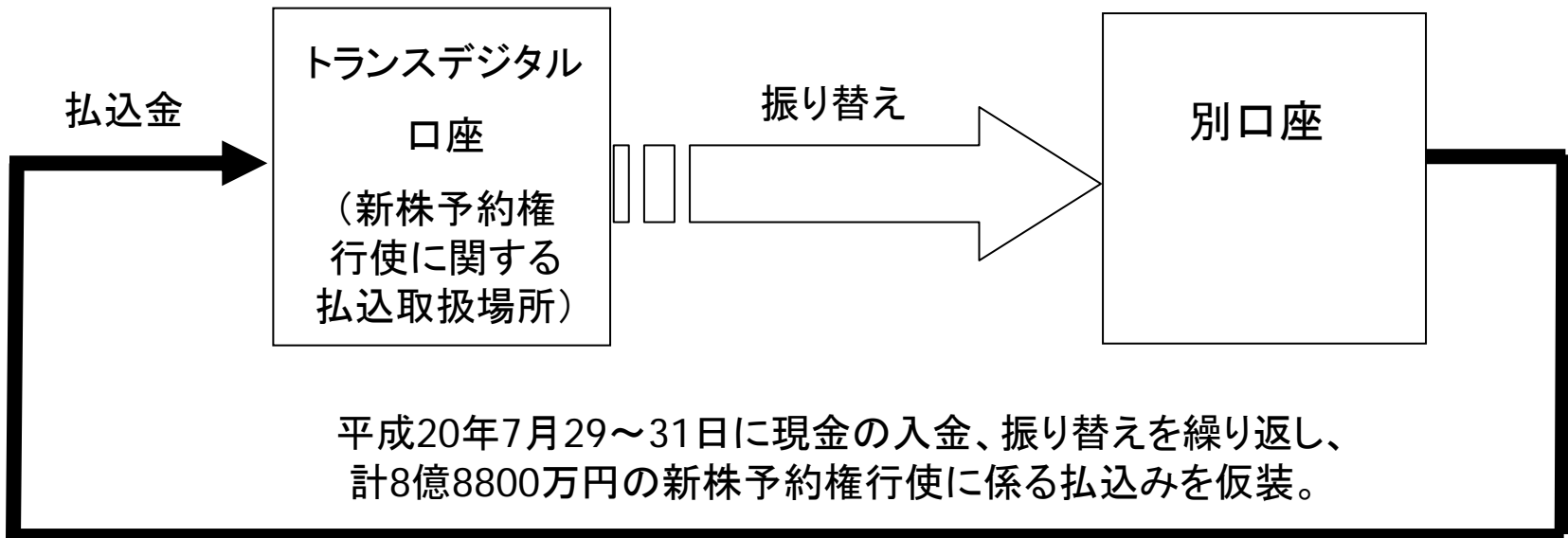
- 平成21年12月24日告発



- ① H20.2.1 TDnet適時開示: 「IABjapan等が第三者割当増資等の出資者」
- ② H20. 2.18 TDnet適時開示: 「第三者割当増資等により資本増強が行われた」

(参考資料6)トランスデジタル事件

- 平成22年3月26日告発



H20.7.29~31 TDnet適時開示: 「新株予約権行使に際しての払込みにより
資金が調達され、適法な新株予約権行使に
よる新株の発行が行われた。」

(参考資料 7) 不公正ファイナンスに係る偽計事案

告発年月日	発行企業	犯則嫌疑法人/者	犯則嫌疑事実	備考
平成 21 年 7 月 14 日	(株)ペイントハウス	(犯則嫌疑者) 投資顧問会社役員	ペイントハウス社が発行する新株券を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた A 組合名義で取得するに際し、真実は同組合が払い込む金額の大半は直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られるものであるかのような虚偽の事実を公表させることにより同社の株価を維持上昇させた上で、取得に係る同社株券を売却して利益を得ようと企て、同社株式の売買のため、及びその株価の維持上昇を図る目的をもって、新株予約権行使の払込金として、A 組合業務執行組合員名義で払込みを行った上、ペイントハウス社役員らをして、新株予約権の行使により増資がなされた旨の虚偽の事実を公表させ、更に、ペイントハウス社役員らをして払込金の大半を社外に流出させた上、新株予約権の行使により資本増強が行われている旨の虚偽の事実を公表させ、もって、有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたもの。	
平成 21 年 12 月 24 日	ユニオンホールディングス(株)	(犯則嫌疑法人) ユニオンホールディングス(株) (犯則嫌疑者) 犯則嫌疑法人の元代表取締役	ユニオン社による A 社等を割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行につき、ユニオン社株券の株価を上昇維持させた上で、発行予定の新株等を売却するため、虚偽の事実を公表するなどの偽計を行おうと企て、真実は、A 社は実体のない法人で第三者割当増資の払込金を拠出する資力はなく、他に払込金全額の出資に応じる者も確保できていなかったのに、その情を秘し、あたかも A 社が資金力を有する会社であり、第三者割当増資等出資者として実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、また、真実は、A 社名義で払い込む払込金のうち一部は見せ金に過ぎないのに、その情を秘し、払込金として A 社名義で入金した資金に他の資金を加えた資金を A 社名義の口座に還流させ、再度 A 社からの別途の払込みとして入金して払込みを仮装した上、相応の資本増強が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたもの。	大阪府警察本部と合同 (電磁的公正証書原本不実記録・同供用)
平成 22 年 3 月 26 日	トランスデジタル(株)	(犯則嫌疑法人) トランスデジタル(株) (犯則嫌疑者) 犯則嫌疑法人の実質的経営者、代表取締役社長、元代表取締役副社長	トランスデジタル社が発行した新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装して新株を発行しようとして、新株予約権の行使に係る払込金として入金した払込金を直ちに払い戻し、またこれを払込金として入金して払込みを仮装し、更にこれを払い戻した上で払込金として入金するということを繰り返して払込みを仮装した上、その情を秘し、当該払込みに係る資金が調達されるとともに、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表し、もって有価証券の取引のため、偽計を用いたもの。	警視庁と合同 (電磁的公正証書原本不実記録・同供用)